

大

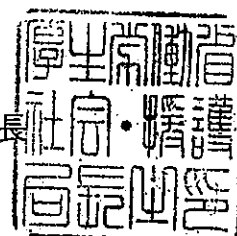
平成24年3月28日
雇児発0328第1号
社援発0328第5号
老発0328第2号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

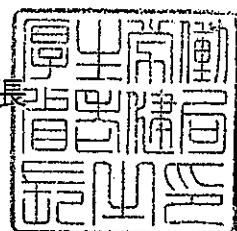
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用
及び指導について」の一部改正について

社会福祉施設における運営費（措置費）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の制定等を踏まえ、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成24年4月1日より適用することとしたので了知の上、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。